

第3次佐賀市環境基本計画策定業務委託

特記仕様書

1. 業務名

第3次佐賀市環境基本計画策定業務委託

2. 業務の目的

本市では、佐賀市環境基本条例第9条に基づき、平成27年10月に策定した「第2次佐賀市環境基本計画」（以下、「第2次計画」とする）の計画期間（平成27年度から令和6年度）が終了するにあたり、本市の環境の保全等に関する基本的な計画である第3次佐賀市環境基本計画（以下、「第3次計画」とする）を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

（1）策定方針の検討

第3次計画策定にかかる基本的な方針を検討・整理するとともに、本市や受託者など関係者の作業の進め方を示した業務計画書を作成する。

（2）社会動向の把握及び関連計画調査

環境に関する社会的動向や計画に反映すべき国・県・市の関連行政計画をもとに、第3次計画に盛り込むべき内容を検討・整理する。

（3）既存資料調査及び第2次計画の点検・評価

地球環境、資源環境、自然環境、都市環境、生活環境、歴史的・文化的環境の各分野において、計画に反映する必要がある環境データを収集・整理する。また、本市作成の「佐賀市環境報告書」をもとに、第2次計画に示す施策の実施状況や目標の達成状況を点検・評価し、課題を抽出する。

(4) 市民・事業所に対するアンケート調査

環境基本計画策定後の市民の意識や取組状況の変化を把握するために、18歳以上の市民1,300人、市内事業所を300社抽出し、郵送によるアンケート調査を実施する。アンケートは、WEBでの回答も可能とし、回答率の向上に努める（回収率40%を想定）。コンサルタントは、アンケート調査票の作成・配布・回収、回収調査票の入力・集計、とりまとめを行う。なお、対象者の抽出、宛名ラベル準備は個人情報保護の観点から市が行うものとする。

(5) 調査結果のとりまとめと課題の整理

以上の調査結果をとりまとめ、課題を整理する。

(6) 環境関連施策・事業等調査

佐賀市の環境課題を踏まえて環境の保全及び創造のために必要な各種施策、事業、計画、制度等について、今後の実施予定を把握するため、庁内各課を対象に環境関連施策・事業等調査を実施する。

(7) 計画書素案の作成

計画書骨子及び環境関連施策・事業等調査結果をもとに事務局と協議しながら、計画内容（計画の基本的事項、課題、めざす環境の姿、環境将来像を実現するための取組、計画の推進体制と進行管理手法）を検討し、計画書素案を作成する。

(8) 計画書等の作成

佐賀市環境審議会や佐賀市環境管理委員会等における検討結果、市が実施するパブリック・コメントによる市民意見等に基づき、第3次計画の計画書を作成する。また、計画書の概要を示した概要版も作成する。

(9) 各種会議の支援

佐賀市環境審議会及び佐賀市環境管理委員会の会議資料作成を支援するとともに、環境審議会（4回）に出席し、会議運営を支援する。

(10) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員との協議（5回程度）に基づき進めていくものとする。

5. 成果品

本業務の成果品として、次のものを作成し、提出する。

- (1) 第3次佐賀市環境基本計画（A4版、カラー、100頁程度）
デジタルデータ一式
- (2) 第3次佐賀市環境基本計画概要版（A4版、カラー、8頁）
デジタルデータ一式